

オープンカウンター方式による役務の調達に関する説明書

この説明書は、国が行うオープンカウンター方式による役務の調達に係る契約を行う方法について定めたものであり、役務の提供を希望する者（以下「役務提供希望者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項である。

1 見積方法等

- (1) 役務提供希望者は、見積公告、仕様書及び本説明書の内容を熟知し、その内容を承諾の上で見積りを行わなければならない。この場合において、当該調達についての疑義がある場合は、説明を求めることができる。
- (2) 役務提供希望者は、見積書を提出した後に、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 役務提供希望者は、見積書に、調達業務の名称、見積金額、住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）を正確に記載し、代表者印及び会社印を押印しなければならない。

なお、代表者印及び会社印の押印を省略する場合は、見積書に、住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）及び連絡先（電話番号）並びに本件事務担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載すること。

- (4) 役務提供希望者は、見積書を直接又は郵便若しくは信書便により提出するものとする。ただし、当方の承認を得た場合は、この限りでない。

なお、郵便又は信書便により見積書を提出する者は、見積公告に示した見積書提出期限までに見積書を見積書提出場所に到達させなければならない。

- (5) 役務提供希望者は、提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 見積価格は、調達業務に要する一切の諸経費を含めた金額とすること。
- (7) 見積書は、特に指定しない限り、その様式を問わないものとする。

2 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が見積もったもの
- (2) 1 件の見積事項に対し、2 通以上の見積りをしたもの
- (3) 役務提供希望者が談合して見積もったもの
- (4) 見積書の提出日（郵送又は信書便による場合は、見積書提出場所に到達した日）が見積公告に示した見積書提出期限を超えたもの
- (5) 記名及び押印がないもの

ただし、代表者印及び会社印の押印を省略する場合は、住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職氏名）及び連絡先（電話番号）並びに本件事務担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載がないもの

- (6) 金額を訂正しているもの
- (7) 日付のないもの

- (8) 見積額を算出する根拠となる計算に誤りがあるもの
- (9) 見積公告に示した見積事項の規格を明確にしていないもの
- (10) その他当方が示した見積りに関する条件に違反したもの

3 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、くじ（当方一任）にて契約の相手方を決定する。

4 契約の相手方の決定に係る通知

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方にのみ口頭又は書面でその旨を通知する。

5 見積結果の公表

見積結果について照会があったときは、落札者名及び落札金額（単価）を口頭により回答する。

6 契約の締結

見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければならない。また、契約書等の取り交わしについては、通知の際に別途指示することとする。

7 その他

- (1) 当該調達に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 和歌山県警察本部 警備部警備課
郵便番号 640-8588
住 所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) 見積公告の掲示期間中にかかわらず、見積公告を中止できるものとする。